

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

納 税 地		法第 号	
代 表 者 名		平成 年 月 日	
法 人 名	殿		
		税 務 署 長 財 務 事 務 官	④

特別修繕費の金額等の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。
期 間

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	金額又は月数
認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

納 税 地		法第 号	
代 表 者 名		平成 年 月 日	
法 人 名	殿		
		税 務 署 長 財 務 事 務 官	④

特別修繕費の金額等の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎と
なる 修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。
期 間

記

認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」 の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たったの留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
(新 設)	
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たったの留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。